

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア. 位置・地勢

西海市は、西彼杵半島の北部、長崎県の2大都市である長崎市と佐世保市の間に位置し、市域は、半島部の本土とともに江島、平島、松島をはじめとする大小様々な島から構成されており、豊かな自然環境に恵まれた地域である。

イ. 人口

令和2年国勢調査における本市の総人口は26,275人で、平成27年国勢調査から2,416人、8.4%の減となっており、長崎県全体よりも人口減少率が高くなっている。(表1参照)

また、年齢別人口では、65歳以上の老年人口の割合が38.8%となっており、長崎県全体(33.0%)と比較して5.8ポイント高く、県内でも高齢化の進行が早い地域である。(表2参照)

【表1】国勢調査人口の推移

(単位：人、%)

	H27	R2	増減数 R2-H27	増減率 (R2-H27)/H27
西海市	31,176	28,691	▲2,416	▲8.4
長崎県全体	1,426,779	1,377,187	▲64,870	▲4.7

出典) 令和2年国勢調査

【表2】年齢別人口(3区分)

(単位：人、%、ポイント)

	西海市		長崎県全体		比較 A-B
	人数	構成比 (A)	人数	構成比 (B)	
年少人口(0~14歳)	2,836	10.8	164,573	12.5	▲1.7
生産年齢人口(15~64歳)	13,246	50.4	714,726	54.5	▲4.1
老年人口(65歳以上)	10,193	38.8	433,018	33.0	5.8
合計	26,275	100.0	1,312,317	100.0	—

出典) 令和2年国勢調査

ウ. 産業構造と中小企業者の実態

本市の産業別就業者の構成比は、第3次産業が最も高く53.5%で、第2次産業30.4%、第1次産業14.9%の順で続いている。

また、長崎県全体と比較すると、第1次産業と第2次産業の就業者の割合が高くなっている。(表3参照)

【表3】産業別就業者数

(単位：人、%、ポイント)

	西海市		長崎県全体		比較 A - B
	人数	構成比 (A)	人数	構成比 (B)	
第1次産業	1,989	14.9	40,802	6.6	8.3
第2次産業	4,052	30.4	116,363	18.8	11.6
第3次産業	7,126	53.5	446,057	72.2	▲18.7
分類不能の産業	143	1.1	14,485	2.3	▲1.2
合計	13,310	100.0	617,707	100.0	—

出典) 平成27年国勢調査

i) 第1次産業（農林水産業）

第1次産業では、生産に適した気候や地理的特性を活かし、みかんやびわ、施設園芸によるイチゴ、トマトなどをはじめ多種多様な農産物が生産されているほか、養豚も盛んで県内一の飼養頭数を誇っている。

また、イセエビ、カサゴ、クエ（アラ）、イサキ、カキなど、特徴ある水産資源も有している。

しかしながら、これらの農水産物は全国的な知名度を獲得するには至っておらず、また、ほとんどが一次産品として出荷されているため、事業者の所得向上や経済波及効果の拡大を図るためには、市内産品のブランドイメージの確立に向けた戦略的な取組や、加工等の高付加価値化の取組を更に促進する必要がある。

ii) 第2次産業（製造業・建設業）

第2次産業では、造船所や製塩所など高度で独自の技術を有する企業が立地しており、地域経済を支える大きな柱となっている。

一方、その他の事業所は従業員数も少なく、定期採用を行う事業所もほとんどないため、市では新たな雇用の場の創出を図るため、工業団地の整備や企業誘致、雇用を伴う事業拡大に取り組む中小企業への支援などに取り組んでいる。

iii) 第3次産業（小売業・サービス業）

第3次産業の大多数を占める小売業やサービス業などは小規模事業者であり、近隣地域のロードサイドへの大型店舗の進出やインターネット販売の普及等により、購買力の流出が進み、厳しい経営を強いられている。

観光産業としては、本市は国指定の天然記念物である七ツ釜鍾乳洞や、ふれあい型の動植物公園である長崎バイオパークなどの観光資源を有している。

現在、市では、豊かな農水産資源を活用した食のイベントの開催や農林漁業体験メニューの充実、海外からの教育旅行の誘致など、更に交流人口の拡大を図るための取組を進めている。

iv) 6次産業化の取組

近年、農産物の栽培、体験農園の運営、生産物の加工・販売などに商工業の事業者が参入する事例や、農業法人が生産だけでなく加工や販路開拓まで事業の範囲を拡大する事例なども見られる。

(2) 目標

本市では、多様な地域資源の有効活用による特産品開発や商品の魅力向上による販路拡大等を促進し、地域経済の一層の浮揚を図るとともに新たな雇用の場を創出することが喫緊の課題となっている。

そのため、計画期間中に市内中小企業の生産性向上の取組を力強く推進し、これらの課題の解決を促進するため、先端設備等導入計画を策定し生産性向上を図る事業所について年間5件程度の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画の対象とする先端設備等の種類は、市内中小企業者による幅広い取組を促すため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は平成の大合併により5つの町が合併して誕生したこともあり、事業所も市内の広範囲に立地していることから、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画の対象とする業種及び事業は、本市の産業が多岐に渡っていることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、西海市内における全ての業種及び事業を対象とする。

但し、本市は、西海国立公園、大村湾県立公園、西彼杵半島県立公園の3つの自

然公園に指定されており、総合計画においても、景観や自然環境を重要な観光資源に位置付けている。

このため、本市においては、太陽光発電設備のうち、自己の工場や事務所などの敷地内に設置し、かつ、発電電力を自らの生産・販売等の事業活動に供するために消費する設備に限り認定するものとし、観光資源である景観や自然環境の保全に配慮する。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間（令和5年7月31日～令和7年7月30日とする。）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業者が策定する先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかの期間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としないこと。
- ② 公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないこと。
- ③ 市税（国保税含む）の未納がある者については、先端設備等導入計画の認定の対象としないこと。